

質問に対する回答について

調査等名) 東北自動車道 北上江釣子インターチェンジ管理施設実施設計

質問事項と回答

番号	質問事項	回答												
1	平成31年国土交通省告示第98号別添における建物の類型を教えてください。	<p>特記仕様書 2-1 設計条件および施設工事調査等共通仕様書に定められている施設工事調査等積算基準 別表 1-1 建築物の類型によるものとし、対象は下記の通りとします。</p> <table border="1" data-bbox="831 636 1495 976"> <thead> <tr> <th data-bbox="831 636 1166 732">特記仕様書 2-1 設計条件</th> <th data-bbox="1166 636 1495 732">施設工事調査等積算基準 別表 1-1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="831 732 911 779">①</td> <td data-bbox="911 732 1495 779">料金所棟 第1類 第四号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 779 911 826">②</td> <td data-bbox="911 779 1495 826">電気室棟 第1類 第一号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 826 911 873">③</td> <td data-bbox="911 826 1495 873">自家発電室棟 第1類 第一号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 873 911 920">④</td> <td data-bbox="911 873 1495 920">トールゲート棟 第1類 第一号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 920 911 967">⑤</td> <td data-bbox="911 920 1495 967">車重計上屋 第1類 第一号</td> </tr> </tbody> </table>	特記仕様書 2-1 設計条件	施設工事調査等積算基準 別表 1-1	①	料金所棟 第1類 第四号	②	電気室棟 第1類 第一号	③	自家発電室棟 第1類 第一号	④	トールゲート棟 第1類 第一号	⑤	車重計上屋 第1類 第一号
特記仕様書 2-1 設計条件	施設工事調査等積算基準 別表 1-1													
①	料金所棟 第1類 第四号													
②	電気室棟 第1類 第一号													
③	自家発電室棟 第1類 第一号													
④	トールゲート棟 第1類 第一号													
⑤	車重計上屋 第1類 第一号													
2	外構設計に土木設計は無いと考えて宜しいでしょうか。	特記仕様書 2-4-7 外構設計 に記載のとおり、設計対象建物周りの外構であり、土木設計はありません。												
3	計画地の敷地面積（外構設計の範囲）を教えてください。	計画地の敷地面積は別途土木工事による造成予定であり設計中のため、回答出来かねますが、外構設計の範囲については、特記仕様書 2-4-7 外構設計に記載のとおり、設計対象建物周りの外構で、建物出入口と犬走り程度を想定しています。												
4	確認申請の図面、書類は作成するが申請業務は無いと考えて宜しいでしょうか。	その通りです。												
5	各種申請の手数料は本業務に含まれると考えて宜しいでしょうか。	各種申請の手数料は本業務に含みません。												
6														